

本件事故当時、福島県外に単身赴任しており、本件事故前からの予定どおり、平成23年3月末に勤務先を退職し、須賀川市の自宅に戻った申立人(大人)が、精神的損害等の損害賠償を求めた事例。

## 和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年(東)第 号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記 の損害項目(下記 記載の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

中間指針追補に基づく精神的損害及び生活費増加費用  
本件事故発生当初の時期

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前条記載の損害項目及び期間にかかる和解金として、金8万円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

(省略)

### 4 清算

申立人と被申立人は、第1項 記載の損害項目(ただし同項 記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年11月1日

(仲介委員 尾野恭史)